

米国における教育の動向と課題

—日米の教育事情比較から—

中 村 護 光

Recent U.S. Educational Trends and Its Tasks

—From A Comparative Study of Educational Situations in the U.S. and Japan—

Morimitsu NAKAMURA

Recently, the noticeable decline in economic competitiveness in the United States has become a matter of great concern not only among people in leading positions, but also among average citizens as well. Not a few of them attribute the decline to unsatisfactory school performance. From all sides we hear calls for educational reform. What is the actual situation? Is there such a significant difference between the educational systems of the U.S. and Japan, her main economic rival? Can such differences actually lead to economic failure? Many comparative studies have been done, most of them focussing on urban areas. But in order to extract a complete picture of American education from concrete examples, it is necessary to consider education in rural areas as well as in large cities. This article will compare the educational policies of the state of Mississippi with those of Nagano Prefecture in Japan.

1. はじめに

教育の問題は、その国の未来を占うものである。近年日米の経済摩擦がより深刻さを増すにつれ、アメリカ国内では、その経済力の低下は、教育改革の遅れが原因であるとの意見が聞かれる。1991年1月7日の *Newsweek* の“Special Report”の中で、Tom Morganthau 氏が、1990年10月8日付 *Time* の“The Second American Century”の中では、前の合衆国、駐オーストリア大使の Henry Grunwald 氏がこの関連を指摘しており、また1991年2月14日の *Mainichi Daily News* は、その2日前の大統領の Top Economic Adviser の Richard Schmalensee 氏の上院経済委員会での予算説明に関する発言を取り上げて、US Needs Better Education To Compete With Japan の headline で報じている。

いずれもアメリカの世界的経済競争力を取り戻すためには、自分達の教育の改革が必要であるというものである。その背景には学校独自の努力ではとうてい治癒できないほど多様な病魔に犯された大都市の school systems の現状とともに、平均的なアメリカの労働者が変化の著しい産業環境に十分に適応できないこと、その労働力を機能させえなくなったこと、そのため新たに数学や、国語力についての広汎な basic knowledge が再教育されねばなら

なくなった事態の悪化が前述の危機感を一層つのらせているようである。

これらの報道が都市の、やや sensational な現象を取り上げた警告であるとしても、このような発言の裏にある問題を含んだ実態への対応を、彼らがその経済競争の相手と考える日本の場合と比較しながら考察してみることにする。

前述の教育改革必要論の中では、次の三点が取り組まれなければならない共通の課題としてあげられている。Curriculum の見直しと充実、testing systems の整備と確立、教員の資質向上である。専らそれらについてまとを絞り、実例を Mississippi 州及びその一都市、Meridian City と隣接の Lauderdale County に求めた。またそれに対応する日本の実例を、長野県の教育事情に求めて主に中等教育レベルで比較考察してみた。

2. Curriculum の見直しと充実

今日、アメリカに必要なものは、tougher and more rigorous academic standards であり、具体的には more English, more math, more science, more history and geography といった伝統的な高校教育課程の core subjects を充実するとともに、知的でない科目を排除し、数学、科学を重視した教育課程をめざす改革が提言されている。また、科目構成と同時に、年間180日という授業日数が世界の主たる工業国では最短であり、その延長が具体的改善の中で指摘されている。アメリカのあまりに多様化した curriculum は、一部のエリートにとっては、上質の教育を提供してきたとしても、全体を底上げしていく層の厚い educated man power の育成につながらず、今日のハイテクに対応できる人材の不足をきたしているからである。これは、アメリカの high school が、総合制高校の原則を尊重しながらも、常に主眼点を学問的才能のある学生 the academically talented students の英才教育に置いてきた過程に生じた落とし穴であったと言えるかもしれない。

Mississippi では、1982年の the Education Reform Act が施行されるまでは、州の各学校における curriculum は多種多様であったが最近このような反省をもとに、各教科での修得に必要な basic skills を明確にした core curriculum が開発され実施に向け着手された。12年生までの新 curriculum の完全実施は1992年と予定されている。同州では、これに伴い単位の増加と必修科目の増加がはかられている。つまり、1992年からの高校の新入生については、卒業時に必要な単位は現在の18から20となる。現在の18単位は、English が4、math が2、science 2、social studies の2が必修であり、選択科目は8である。1992年の新入生については、更にもう二つの選択科目が増え計10単位を学習することになる。1993年には、もう1単位 social studies の科目が必修となり、逆に選択は10から9単位に減る。1994年には、1/2単位の comprehensive health education が必修に加わり、選択は8と1/2単位となる。また、州は、science の必修2単位のうち、1単位は生物を指定する予定である。1995年には、コンピューターの1/2単位、芸術の1単位、数学のさらに1単位が必修となる一方で、選択科目は6単位と大幅に減る。この academically core subjects の必修を増加させることにより、国際競争力のある学力を確保したいとの願いは、州住民の多数の支持を得ている。その半面 Mississippi 州では、皮肉にも、州の50万をこえる生徒にこの global な競争力をつけるため3年で合計1億8200万ドルの教育投資をする計画 Best Education for Success Tomorrow (BEST) を策定したが、予算要求が議会を通過せず、教育予算に関しては各学

区の努力にまかせられた格好となった。しかし、州予算自体が歳入の落ち込みで緊縮を余儀なくされている中で、学区の教育財政負担を軽減し均等化するための州の Minimum Foundation Program までも1991年1月に1%を、2月に3%をカットせざるをえなくなっており、1982年の Education Reform Act 以来ミシシッピ州が歩んできた教育改革のステップを大きく後退させはしないかとの懸念が強まっている。また、この教育予算の問題は各学校の開設講座数にも影響し、118の courses を開設する高校もあれば、52の courses でとどまる高校もある。各々の school district は歳入として様々な方法—個人寄付、交付金、PTA and other special activities, property tax の値上げ (current year's tax の10%をこえないこと) を工夫しているが、そのことは、かえって学区間格差を助長し、新 curriculum により州全体の学力の底上げを狙う州にとっては、こうした財政事情は教育改革の大きな足かせとなっている。

一方、我が国では、1989年3月15日に幼稚園教育要領、及び小、中、高等学校の学習指導要領が全面的に改訂された。高等学校についてみると、1994年4月に入学する第一学年から学年進行で実施される予定となっている。生徒の能力・適性、進路等の多様化の実態に則し、普通教育に関する教科・科目は8教科45科目から、9教科62科目に、職業教育に関する教科・科目は6教科157科目から同184科目に増加する。昭和53年8月に告示されたこれまでの高等学校学習指導要領は、高校進学率93%を超える生徒の実態にそくし多様化、弾力化を打ち出し、ゆとり教育をめざした。必修科目についてはそれまでの12科目47単位から、7科目32単位へ、卒業に必要な単位数は85単位から80単位に減らし、かわりに選択科目を増やして生徒の興味、関心に応じて履修できるように配慮しながらさまざまな教育課程の編成ができるようにしたものである。この個性を生かす教育の精神は科目数の増加を通して新学習指導要領の中にも引き継がれているが、今回の改訂では、その一方で必修科目については、8教科11~12科目以上となっており、従前に比べ、科目数、単位数ともに多くなっており、基礎・基本の重視がその基本方針の中に新たに加わっている。これは、Mississippi 州が、これまでの too much diversified な curriculum の反省の上に立ち、昨年秋に the Project 95 Committee (public schools, two-year colleges, four-year universities による joint venture) が提案した州の公立学校の履修科目をすべてを選択にしようとする案をしりぞけ、back to the basic への具体的方向転換をはかった姿勢にも通じるものである。経済、技術の発展にともない、より高度化する産業社会への適応のためには一定の基礎知識を持った man power が不可欠であることや、中等教育において、個性尊重をうたい、多様化をあまりに先行拡大したカリキュラム編成がかえって大衆教育を危うくした反省から学ぶとき、一般の新学習指導要領に盛り込まれた基礎・基本の充実の基本方向は我が国公教育の歯止めの働きとなるものである。

学習指導要領を構成するものは、大きく総則、各教科、特別活動である。この点に照らしてみると、目下のところ Mississippi 州の curriculum guidance の中に特別活動に関する部分の requirements が目立たないことに気が付く。日本の場合は、その内容は、ホームルーム活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事にわたっている。またホームルーム活動の一環としての生徒指導、進路指導等の諸指導がそこに入ってくる。教育改革でまず最優先課題としてカリキュラムの改善があげられているとき、特に初、中等教育においてこの分野への関

心が際立たないことはアメリカに於ける学校に対する伝統的な考えが支配しているからであろうか。学校教育を、心豊かな人間育成の場としてとらえる時、その教育活動は、各教科・科目の学習にとどまらず、特別活動にも及び、それらの教育活動全体を通した指導の在り方が模索されてよいのではないか。ただ、この特別活動が無制限に肥大化し、学校が生徒指導のすべてを請け負うような錯覚を持たせたり、教師のオーバーワークにつながりかねない危険には十分配慮すべきであるが。

Mississippi州の12年生(高校3年生)までの義務教育と日本の高校を同様に比べることはできないが、長野県の場合でも高校進学率が97%にのぼることを考えると、比較はまったく無謀なことではないだろう。同州の全公立学校在籍者数に対する中退率は、1988-1990年において、10学年生が、6.06%、11学年生は5.15%、12学年生は3.81%であった。一方長野県の全高校の場合は1.53%である。生涯教育が充実し、途中で学ぶ機会が整備されたアメリカ的事情を割り引いたとしても、このdropoutsの率の差はなんであろうか。

この点で日本の初中等教育における homeroom teacher を中心とした生徒指導を見逃すことはできない。教科・科目の指導についても、大方の高校では、少なくとも学年担当者が、チームを組み、年間の指導の歩調をそろえ、同一テストを実施して学年指導の体制を組んでいるが、特別活動においても同様、学級、学年、学校全体の集団としての体制が整備され有機的に機能している。Curriculumの内容だけでなく、その取り扱いについても共通の認識を持ち、集団指導が指向されている。アメリカの high school において、この面で個々の教師の創意工夫と力量が優先され専門的、分業的指導形態が進められているとすれば、curriculumの改革の効率に差が出てくるのは当然ではなかろうか。

3. Standard Achievement Tests を求める声

Curriculumの充実改善に続いて、冒頭のレポートは「合衆国における testing systems はてならめな mix of overlapping, and sometimes conflicting testing systems である」と指摘し、より厳正な academic standards が必要であり、そのため、生徒の到達度をはかる全国的試験制度の創設を考えるべきであると主張している。

全国的試験制度が果たしてどれだけの教育的な意味があり、効果を上げうるか、また一般市民にどのように受け入れられるかの議論は別として、そこにはなんとか児童、生徒の academic standards を維持し、国際的経済競争力を失うまいとする焦そう感、と同時に公教育に対する一般市民の不信、といらだちの声が聞こえてくる。

Mississippi州では、1982年以降、the Department of Education は年額 \$ 1 million を費やして the Statewide Testing Program を組織し、三つの試験を実施している。1982年の The Education Reform Act は、Mississippi の school programs の質の向上を目指したものであり、performance-based school accreditation と呼ばれるように、学校の認可基準の主眼を教育の成果、特に生徒の成績に関連した成果におき、その統計と情報に関して州教育委員会に報告することにより、各学区の努力がチェックされる仕組みになっている。Testsの目的は、すべての学区が達成しなくてはならない minimum performance を確立することであり、この法によりこれら tests は public schools に義務づけられたものとなっている。次の三つのうち Mississippi州が独自で用意するものは最初の二つである。

- BSAP (the Basic Skills Assessment Program)—1986年から実施され、州の3, 5, 8年生が対象となり、reading, math, writing skills に関して multiple-choice questions により行なわれている。ただし、8年生の場合はここに作文が加わっている。
- FLE (the Functional Literacy Exam)—1988年から実施され、11年生を対象に、reading, math, writing skills をはかるため multiple-choice 及び記述式で行われている。同州では、このテストの合格が高校の卒業資格を得るための必須となっており、これに失敗した者は、remediation を受け、再度テストを受けることになっている（合計3回まで受験可）。1990年4月に受験した11年生の場合、受験者25,549人のうち、1,527人が first try で不合格になっている。1991年度では、州は、この FLE の remediation の指導について、2,266人分、\$ 490,000を支出している。しかし、次年度について州の教育局は、この倍額を要求したが、結局これより \$ 3,500少ない \$ 486,500に査定され、ここにもまた財政赤字が教育改革の歩調をペースダウンさせている様子が伺える。
- △ SAT (the Stanford Achievement Test) は San Antonio の the Psychological Corp. の開発によるものであるが、multiple-choice により、math, reading skills をはかるため諸州で用いられている。1978年から、Mississippi 州の多くの学校で使用され始め、1987年から州は、全国的なレベルでの学力実態把握のため、4, 6年生に義務づけている。

BSAP 及び FLE の場合は、絶対評価のテストであり、SAT は相対評価のテストである。BSAP では、1986年にこのテストが必須になってから、3年生の得点が飛躍的に伸びているが、5, 8年生については目立った変化はない。州では、BSAP と FLE の reading, mathematics and writing tests については、長期目標として正答率80%また、SAT の goal は全国的に見て、42%の出来に目標をおいている。しかし、1991年の見直しまでは、当面は BSAP と FLE については、70%の正答率、SAT については32%と設定されている。毎年春4月に行われる standardized tests における結果に応じて学区は、level 1 (at risk districts) から Level 3 (adequate performance on outcome measures) に区分される。基準を下回る school districts は probationary status (認定猶予) となり、remediation plan (改善計画) を the State Board of Education に提出し、その指導を受けることになっている。1986年の開始当初は、17の学区が probation の対象となったが、1991年では3校までに減少している。この際、欠陥を是正できなかった学区は state accreditation を失い、state funds が受けられなくなるのだが、過去には例がない。

この standardized tests については、April 7, '91 の地元 *the Clarion-Ledger* 紙は次のような不満や、批判があることを指摘している。①通常テストの得点の低い人種的少数派や貧困家庭の生徒に対する差別である。1990年の American College Tests の受験者は、817,096人であり、その平均点は36点満点中、20.8点であったが、minorities の場合は18.8点であったこと。また同様の傾向が別の college entrance test である the Scholastic Aptitude Test にも見られることを例示している。②テストにより、子供達に slow, average, gifted というようなレッテルを貼っていること。③教師にいかんにか思考するだけでなく、テストに出てくる知識を専ら教えさせるようになったこと。④テストでは教室で習ったことを分析し、統合し、応用する能力は計れないこと。⑤テストの得点が、school children のグループ分けに使用

されていること等である。①であげられている racial minority の問題は、1964年の公民権法制定以来、常にアメリカ社会が解決を迫られてきたものであり、教育の平等化はその後1970年代の諸政策を通して大きく前進し、black children, minority に配慮した教育政策はアメリカの教育の基調となっており、取り扱い次第でテスト実施に大きな障害となりかねないものである。しかし、そうした意見を乗り越えて1982年の Mississippi 州の Education Reform Act は承認されている。そして、学校の生徒の performance に対する責任が求められ、その方法としてこれら standardized tests が行われることとなった。Community に対して開かれたアメリカの公立学校がその学力問題に対する責任について出した答え方である。教育関係者の中には、このテストに頼りすぎる危険を警告する意見もある。

長野県においても、学力低下が問題になっている。国公立大学、有名私大への現役合格率不振が話題となり、経済界を中心に危機感が広がり、ここ数年県議会でも幾度となく取りあげられている。1991年1月24日に県経営者協会の教育問題研究委員会は「学力低下の原因とその改善」について「小中学校について、学力水準の実態を把握するため統一学力テストを実施するよう県教育委員会へ提言している。学力低下が問題とされる時、その実態の分析とそのレベルアップの活性策として、よくテストによる効率的解決案が浮上してくる。市民の公教育に対する不満といらだちに答えて明快な答が求められるからである。前述の Mississippi のように大胆に standardized tests を制度化していくのか、それとも他の説得力のある解決策をもってあたるかの選択をせねばならない。

しかし教育の成果はテストによってのみ測れないし、測るべきでもない。特に日本のようにテストの発想そのものが、ほとんどすべて競争テストであり、学歴社会形成の手段化しており、そこにテストの大きな存在意味がある現状を考慮すると、standard tests の成果が公立学校が果たさねばならない義務の履行にたいする尺度としてとらえるアメリカ的認識が日本でも通用するかとの不安がある。学習指導要領の流れをたどると、これまでに教材は精選され、基礎・基本をきちんと押さえることに重点が置かれ、公立学校はこの学習指導要領に沿って curriculum を組み、授業を展開してきている。同学年の児童、生徒であっても時代が違えば、その教材の内容や取り扱いにも変化がある。以前と比べ学力が低下したという比較は相当正確なデータに基づいて、慎重でなくてはならない。また、学力問題の発想が、大学合格率等の成績であるとすれば、職業高校や、進学校でない高校の生徒の学力はどうはかるのかの疑問が残る。

実施されるテストは生徒の学習指導要領に盛られた学習の到達度を測るべきであり、公立学校はそれに対して責任を持つべきであると考え。高校の入学者選抜学力検査をとっても、中学校での学習事項にたいする到達度をはかることができても、競争試験であるから、定員枠に入っていれば学習の到達度が相当悪くとも入学が出来る。反対に90%以上の理解度をもってしても不合格となり、入学できない生徒もでているのが現実である。また、高校入学をはたしてしまえば、よほどのことがないかぎり進級と卒業が可能である。基本となるフィロソフィーの確立がないため、その学力の実態を表現する際に大学の合格率をもって学力が低下したという功利的学力論が先行してしまっている。この点 Mississippi 州の FLE の卒業資格試験の方が理にかなう。また不合格者に対する remedial help とそのための tutoring は州の教育局が責任を持っている。入学を許可した生徒の学力は卒業の時点でもしっかりチェ

ックされ、社会に向かって保証されるべきものであろう。進学率は全国でも95%を超える状況ですでに義務教育機関化した高校の生徒に対し、学校は学力についての責任をどのように果たしているか、それをどのように県民に報告していくか求められるのは、Mississippi州の例をまっまでもないことだろうが、公立学校はいたずらに功利的学力論に振り回されずに、学力の定義を明確にし県民の理解を得て、そうした学力に対する責任を果たしていけばよいのではないか。

4. 教員の資質向上

一般に低い給与体系及び雇用形態の不安定からくるアメリカ社会に於ける教員の地位の低さと、更に加えて若者を引きつけ改革を推進していく教育界のエネルギーの欠如がよく指摘される場所である。アメリカにおける教育改革への提言の多くは教職はもっと創造性豊かで、高い経済的、社会的水準を与えられるべきであるとしている。ただ、この点については、1990年7月16日の *Time* に18~19歳までの、いわゆる第一次、第二次ベビーブームにはさまれた世代に関する面白い記述がある。彼らを drugs, divorce, economic strain の中で育った世代であり、racial strife, homelessness, AIDs, fractured families, federal deficits 等の社会問題にたいして感覚の麻ひした世代、危険や苦痛をさけ、急進的改革を好まない世代と特徴づけている。20代の40%が離婚家庭の子であり、両親共稼ぎの家庭に育ったこの世代は、自己の成長過程の経験から、子供達と過ごす時間を望んでおり、一方で自分たちは見捨てられてきたものとの気持ちから absentee parents への憤りは大きい。しかし、その補償作用として、教師や友人との第二次的人間関係への依存度は高く、職業の充実感を求めていると報告している。また同時に、このため教職は長い間、underpaid, underappreciated profession として社会的に低く見られてきたが、この世代の間ではかなり前途があるとも記述され、その裏付けになる数字として、1985年から、1989年にかけての、アメリカに於ける teaching programs の在籍者の増加をあげている。この傾向は、その理由はともあれ Mississippi においても現実である。1991年3月11日付の *The Meridian Star* 紙は教育はこれまで、fewer college students are entering the teaching fields であったが、この2年、the University of Mississippi では、教育専攻の学生が増加していると報じている。1990年の秋の入学者は754人で前年比19人増、1988年秋と比べると83人の増となっている。

同じく March 11, '91 の *The Meridian Star* 紙は、Teachers rap lack of support との Headline で教員の現状を紹介している。その抱えている問題点として、増加する responsibilities—すなわち a lot of paperwork, low salaries, state laws の欠陥（教員の解雇について school districts にその正当な理由の提出を求めている点を指摘）、親からの support の不足（教員が抱える最大の問題は discipline problems であるが、親の実質的協力が得られない）等をあげている。教員は常に社会、時代の変化—technology, the media, the growing drug problems—に応じた指導が必要とされるが、その中で local, state or federal government が求める生徒の行動/活動に関する諸表簿の記録、採点/宿題、指導案作成、テストの実施・補習、出席の確認、標準テストの為の学力づくり、その外、cheer leading squads, ball games の指導、school events 等の日常の仕事に追われるとの不満がレポートされている。それらの労働条件下の彼らの給与等での待遇は具体的にどうなっているのだろうか。

The Office of Educational Research and Improvement of the United States Department of Education がスポンサーとなったアメリカの Southeast の諸州の教職の案内用パンフレットには、Competitive Salaries との見出しで、初任給の比較表が載っている。これによると、年間 \$16,800 で tax auditor の \$17,641 につづいてランクされ、newspaper reporter の \$15,000, registered nurse の \$14,500, social caseworker の \$13,404 を引き離し、他の同様な準備を要する職業と比較してもかなりよい初任給とうたっている。しかし、その初任給も伸び率は低いようで、March 11, '91 の *The Meridian Star* 紙は、Meridian school teacher の平均的給与は1990年で年間 \$25,453 であり、これはベテランの自動車工、電気工、デパートの仕入れ係と同じ額であるとしている。April 5, '91 の時点で州の教員の平均給与は \$24,443、全国平均は \$33,015 である。

また、教員の身分は州公務員であるが、Mississippi 州の場合、insurance（健康保険）に関しては州政府機関の公務員と扱いが違っている。Health insurance coverage を全額州が持つ state employee に比べ、教員は state insurance plans の中に組み込まれず、州からこの分の支出はなく、自己負担により所属する school district の health insurance に加入しているのが現状である。*The Meridian Star* 紙によると、1ヶ月あたり、単身の場合は \$108~145、家族加入の場合は \$268~338 を個人が負担し、歯科医療はオプションにより、1ヶ月単身でおおよそ \$16、家族で \$46~48 となるので、Meridian 市では、保険費用の支払い助成金として、年額 \$450 を、隣の Lauderdale では \$250 を支給している。教員の資質向上のために、教員養成機関の充実、in-service training の確立は確かに大切なことであるが、まずもって優秀な人材を確保できなくてはその効果はあやしくなってくる。

この点、日本の場合は、教育への人材の確保のために1974年に義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法が成立し優遇措置がはかられている。また同法第3条では、「義務教育諸学校の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない」と明記している。この法は、高校、幼稚園並びに特殊学校の教職員にも適用され、これにより給与改善が実施されている。また、特別活動の時間外勤務にたいしては、その勤務の性格上、時間外勤務手当の支給が困難であることから、一律に教職調整額が支給されている。この特別活動への指導は、前述のアメリカの教員の任務を含む日本の初中等教育の教員の任務全体の中では大きな比重を占める。しかし、それがまた生徒との結びつきを深め、父母の信頼や教職の社会的評価を維持している。アメリカに於ける教職の魅力について、教職を選択する者の本音に、summer options がまずあがってくる。同時に当局も Many teachers use the summertime to work and earn additional income or for professional development. Others spend this time with family or for travel. とそのメリットをアピールしているが、アメリカ諸州が教育改革で教員の資質向上を柱にした時、教員の待遇については、現状の枠（権利を保持して）の中で、なお納税者を納得させ漸次給与の改善を進めていけるだろうか。それとも、カリキュラムの改善の中で特別活動等の教科外指導を深め充実させ、教育全般に専念させる代償として、それに見合う抜本的な給与改善、教員の優遇措置を考えていくのか。特に初、中等教育において必要とされる教員像はいつれかを見極めて選択していくこととなろう。望ましい教員像とその労働条件は当然それにとりもなう結果を教育の成果の中でみせてくれるはずである。

長野県の経営者協会は、県教育委員会への要望として教員の資質向上の項目の中で「研修制度の実態を県民に知らせる。再教育機関を充実、強化させる」ことを提言している。しかし、地方公務員法及び教育公務員特例法の改正により長野県でも2年間の試行のあと、89年度から1年間にわたる初任者研修が小学校教員に、90年度には中学校教員に、高校教員には91年度から本格実施となっている。だが、あえてこの提案がなされた背景は、初任研後の教員の研修体制が自主研修という形をとっており、個人差が大きいことに対する県民の一部の不満を代弁したものと解釈できる。Mississippi州の場合 the Education Reform Actにより、1984—1985の school year を初年度として、各学区毎に総合教員開発計画を the Commission of School Accreditation に提出する義務が課せられている。この staff development training への参加は必須であり、この修了をもって教員は免許の再証明を受けている。また、1982年からは、学校経営の重要性に鑑み、学校長に向けた management training が開始され、the School Executive Management Institute が設立され、毎年2,500名をこえる参加者を数えている。

日本の初任研は高学歴社会が進み、様々な教育論が様々な方面から持ち出される中で、教員が力量を高め、プロとしての教職が確立することが期待されて生まれた。長野県の場合、初任研以降の研修は教育センター、産業教育センターにおける講座、県教育委員会による生徒指導等の研修プログラムなどが用意されており、また management training も行われているが、教員としての lifelong の研修が、どう体系的に継続されるかの guideline が明確でないまま、用意された研修も多忙な日常の任務がわざわざする場合も多く、受講状況に個人差も出ている。余裕ある充実した自主研修が望まれる一方、他者から見て、教員自身の意識と自覚の高まりが判断できるわかり易い尺度がないことも確かである。教育公務員特例法の第19条では、教員自身の、第20条では任命権者の研修の機会提供の義務をうたっている。しかし研修の制度化は、教員の独創性を阻害し、形骸化を招く恐れもある。必ずしも「制度的研修=教育の充実」とならない場合もあることも承知しておかなくてはならない。長野県の経営者協会が提言したように、公立学校の研修義務の履行が求められた時、Mississippi州的な方法もあろうが、長野県の場合、義務教育諸学校を中心として、校内研修の長い歴史がある。高校においても同様に校内研修が活発化した時、生きた研修としてそれが立派な回答となりうるのではないか。

5. 日米比較から

Mississippi州、長野県の両者とも、住民の教育に対する関心は高いが、教育改革の声が経済界を中心とする教育界以外からあがっている。原因は前者では新しい Technology を駆使し高い経済競争力を支えていく若年労働力の basic な学力の低下に対する危機感であり、後者では、学歴社会の中で、そのトップを占める大学への競争力を失った受験学力の低下に対する危機感である。

カリキュラムは、学校における教育の支柱であるが、前者では too much diversified な選択科目の反省の上にたち、選択を減らし、必修を増加させることによる基礎・基本に戻る流れがあり、後者では、新学習指導要領で必修科目を増加させているものの、依然これまで前者が指向した選択制、類型制の拡大をめざし、県の事業化により奨励・促進している。

前者では教科指導に重点を置き、必須化された研修により教員一人一人の力量を高め、専門的、分業的な teacher-centered な考えがあり、生徒についても個性重視で、才能の開発に積極的である。後者では、個々の生徒の才能、特に英才教育については制度的なプログラムを持たないが、学校教育を人間形成の場ととらえ、extra curricular activities の充実を図りながら、全人教育と生徒全体の学力のレベルアップをめざし、教科、教科外いずれの指導においても集団による指導体制がとられている。

前者にとっては、学力の考え方は社会人としての必要な資質を身につけることであり、そのために公立学校は責任を負う。それはさらに社会で応用、発展させる合理的なものと考えられる。後者においては、本来、長野県教育の目標とする「全人教育の営みの中から獲得された能力」と考えられてきたが、近年の議論の中では競争社会の関門をクリアする手段、クリアすること自体に大いに意味のある功利的、権威的なものが考えられている傾向がある。

アメリカ、Mississippi 州を例にとると、経済競争力の低下の原因と指摘される教育の問題は、その改革を妨げているのが財政難という経済の問題に帰する。School district による School bond の発行 (Mississippi 州では有権者の有効投票数の60%の賛成で可能)、PTA 及び民間団体の援助は community の教育への参加を促している。また、それが公立学校に対し住民への各校の performance の成果を standardized tests により報告させることを義務付け、学校がより市民に開かれたものになっている反面、地方依存の教育財政は学区間の格差を助長させている。また、再び本論冒頭で引用した Henry Grunwald 氏の言葉を借りると、「学校は effective education より、community rights や minority cultural traditions により興味のある教育のアマチュアや革新教育論の束縛をうけ、教育の混乱」も予期しなくてはならない状況も発生している。アメリカにおける公教育への財政負担の方法は、教職員の給与待遇と共に、今後に見直しと改善の余地が残されている分野ではなからうか。一方、日本の公立学校であるが、安定した公的財政措置によっており、市民の直接参加の機会はず少なく、その実態や成果について市民からの提言や、批判を受けることも少ない。しかし、市民の意識の高まりとともに、市民が積極的に参加し、発言し、より open な public school への変革と、各校の performance に関する情報の提供をより厳しく求められる日がやがてくると思われる。そのために徐々に学校を open なものにしていく努力が必要である。そのような声があがってこないとすれば、住民が公立学校を見限り、私立学校を選択した場合であろう。アメリカ Mississippi 州の場合は、私立学校は、白人、黒人別学の二重の school systems の撤廃が法により命ぜられ、integration をきらう白人子弟のための shelter として設立された歴史的弱点を持ち、当面積極的に公立学校に代わっていく可能性は少ない。

日本の経済競争力がアメリカを凌ぐ勢いであり、その原因がアメリカとは逆の立場で日本の教育によるところが大きいとの見かたが可能であれば、あまり細分化されず、一定の core subjects を留保し、学校を人間形成の場としてとらえ、特別活動を重視したカリキュラム編成と、きめ細かい集団指導体制、それを可能にする今回は特に触れる機会をとらなかったが教員の給与・待遇面での優遇策に裏付けられた教員の職業意識の違いがその要因として見えてくるのである。

参考及び引用文献

- Time*, Of 1990 issues, Feb. 5, p.41, Mar. 26, p.28, Apr. 2, Education, May 7, pp.40-41 May 21, Education, June 4, Education, June 25, p.57, July 9, pp.32-36, July 16, pp.34-37, Oct.8, pp.40-45, Nov.19, p.47, Dec.10, p.50, Dec.17, Education, Dec.24, pp.34-35,
- Newsweek*, Jan.7, 1991, pp.32-33
- The Meridian Star*, Of 1991 issues, Feb.21, pp.1-8E, Feb.25, p.5A, Mar.10, p.1D, pp.4-7A Mar.11, p.1, 8A, Mar.12, p.1, pp.9A-10A, Mar.13, p.1, 10A, Mar.14, p.1, 10A, Mar.15, p.1, pp. 9A-10A, Mar.16, p.1, 13A
- The Clarion Ledger*, Of 1991 issues, Feb.26, p.4B, Mar.3, p.1, 2E, 5E, Apr.7, p.1, 10A
- 「信濃毎日新聞」1991年1月25日朝刊
- Mainichi Daily News*, Feb.14, 1991, p.1
- THE REQUIREMENTS OF THE COMMISSION ON SCHOOL ACCREDITATION : POLICIES, PROCEDURES, AND STANDARDS* Tenth Edition Revised, Mississippi Department of Education, 1989
- Education in Mississippi : The Future Is Now*, Mississippi Department of Education, 1990
- TEACHER AND ADMINISTRATOR EDUCATION, CERTIFICATION, AND DEVELOPMENT*, Bureau of School Improvement, Mississippi State Department of Education, May, 1990
- ANNUAL REPORT OF THE STATE SUPERINTENDENT OF PUBLIC EDUCATION*, Mississippi Department of Education Bureau of Management Information Systems, Jan.2, 1991
- Five-Year Plan for Educational Improvement 1990-1994*, the State Board of Education of Mississippi
- The Mississippi Education Reform Act-Five Years Later, A Report to the People of Mississippi*, Dr. Richard A. Boyd, State Superintendent of Education, Nov.1987
- Merry White, *The Japanese Educational Challenge*, The Free press, 1987
- William K. Cummings, *Education and Equality in Japan*, Princeton University Press, 1980
- 「特集 初任者研修の実践から」『教育指導時報』長野県教育指導時報刊行会 No.484, 1989
- 「高等学校学習指導要領」文部省, 1989
- 「高等学校学習指導要領解説」総則編, 文部省 1989